

令和 8 年度和歌山県 IT 人材育成事業業務委託
仕様書

1 業務名

令和 8 年度和歌山県 IT 人材育成事業

2 目的

和歌山県(以下「県」という。)では、安定した雇用の創出及び地域経済の活性化を図るため、有力な IT 企業(以下「誘致企業」という。)の誘致を推進している。近年、全国的な IT 人材の不足を背景に、地方における優秀な人材確保を目的として、首都圏をはじめとする大都市圏に本社を置く企業の進出が加速している。しかしながら、一部の企業を除き、県内における IT 人材の採用は十分に進展していないのが実情であり、誘致企業が求める専門的なデジタルスキルを有する人材の育成が喫緊の課題となっている。

本業務は、誘致企業の人材確保を支援するため、県内における潜在的な人材の発掘を行うとともに、企業のニーズに即した各種デジタルスキルの習得に資する講座を実施し、もって誘致企業の採用及び定着の促進を図ることを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

4 業務内容

次の(1)から(3)までを業務の内容とする。

(1) 講座関係

ア 学習内容

ビジネス現場における生成 AI の浸透を見据え、AI と共存する IT リテラシーを高めた市場価値の高い人材を育成するために、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が定義する IT スキル標準 ITSS レベル 1 未満の層を想定したうえ、次の表 1 に示す内容の範囲で講座を実施する。講座構成としては、①IT 基礎講座、②生成 AI 講座、③プログラミング講座とするが、③プログラミング講座は、生成 AI を活用したコーディングと、そのソースコードを適切に精査(レビュー)できる能力の向上も含めて設計する。なお、学習時間については、総時間 400 時間以上(自己学習時間含む)を要する学習内容にすること。

表 1

講座	内容
①IT 基礎講座 (1 回以上)	コンピュータを構成するハードウェアおよびソフトウェアの仕組みから、OS の役割、ネットワークの構築、データベースの設計、さらにはサイバーセキュリティまで、現代の IT 環境に不可欠な基盤技術を体系的に学習すること。
②生成 AI 講座 (2 回以上)	<p>生成 AI によるコーディングの効率性を維持しつつ、実務に耐えうる品質を確保するためのスキルを獲得できるようにすること。出力精度を高めるコンテキスト設計(プロンプトスキル)に加え、AI が生成したプログラムの論理構造を解析し、バグを排除する「コードレビュー能力」と「トラブルシューティング能力」の向上を図ること。</p> <p>【補足】</p> <p>注 1：使用ツールについて 本講座では、無料枠で利用可能なテキスト生成 AI や AI エージェントを使用すること。なお、ツール選定にあたっては、実際の開発現場での普及率や業務効率を考慮し、実務に直結するツールを採用すること。</p> <p>注 2：導入サポートについて 学習環境の構築もサポートの対象とし、Google アカウントの作成など、AI ツールを動かす前段階の準備から丁寧に支援すること。</p>
③プログラミン グ講座 (7 回以上)	<p>Web アプリケーションの全体像を俯瞰し、フロントエンドからバックエンドまで一貫した開発手法を段階的に獲得できるようにすること。変数・データ型(真偽値、配列等)の厳密な定義から、条件分岐・反復処理といった制御構造、さらには処理の抽象化を担う関数の設計まで、プログラミングの本質となるロジック構築に重点を置き、実践的なチュートリアルを学ぶこと。</p> <p>【補足】</p> <p>注 1：開発環境の構築支援 テキスト生成 AI を開発プロセスに組み込む際、作業効率を最大化させるための IDE(統合開発環境)の選定およびローカル開発環境の構築を包括的にサポートすること。</p> <p>注 2：学習対象言語の選定 フロントエンド開発の標準技術である 3 言語 (HTML、CSS、JavaScript) を必修とし、加えてサーバーサイド(バックエンド)領域から、用途に応じた 1 言語以上を選択すること。</p>

- イ 募集人数(対面及びオンラインの合計)
10人～20人
*受講者の募集受付も業務に含むため、必要に応じ、その経費も計上すること。
- ウ 講座実施期間
契約締結日から令和9年2月28日(日)の間
- エ 講座回数
10回以上(1講座90分)
- オ 対象者
原則、県内大学等に所属する学生及び県内在住で県外大学等に所属する学生
*パソコンを準備できる方に限る
*一部講座のみの受講も認める
- カ 講座形式
対面及びオンライン
- キ 学習支援・サポート体制の構築
受講者の円滑な学習進行を目的として、サポート体制を整備すること。具体的には、欠席者に対するオンデマンド配信等のフォローアップ措置を講じるとともに、自主学習時における質疑応答体制を構築し、学習が停滞しないよう配慮すること。
- ク 参加者アンケートの実施
全講座終了後に参加者から各講座の満足度等を測定するアンケートを実施すること。
- ケ 講座の周知及び集客促進
広報用のチラシや詳細資料の作成、ターゲット層(対象者)に合わせたSNS広告の展開等、募集人数に達するようプロモーションを実施すること。
- コ その他
(ア)契約期間中において、新たなコンテンツや専用アプリが必要となった場合、参加者に追加費用なく受講できるようにすること。

(イ) 対面会場については、参加者が無料で通信できる環境整備や電源の確保など、参加者の負担なく学習できる環境を整えること。

(2) 誘致企業との交流会の実施

全講座終了後に、2 目的に記載する主旨を踏まえた、県の誘致企業と参加者との交流会を対面方式、或いは、ハイブリッド方式(対面及びオンライン)で開催し、参加者が県内の誘致企業を知る機会を設けること。

(3) 上記(1)から(2)を実施した結果を取りまとめた実施報告書を提出すること。

5 実績報告書の提出

事業終了後、速やかに、実績報告書(アンケート結果、実施報告書、今後の課題)の作成並びに紙媒体及び電子データでの提出を行い、県の確認を得ること。

6 留意事項

(1) 業務の履行に当たっては、関係法令を遵守し、県が意図する業務条件を満足させ、当該業務の目的を果たすよう実施すること。

(2) 受託者は、当該業務の実施に際して入手又は利用した情報を、県へ提供すること。

(3) 業務実施に際しては、各作業の進捗状況の把握を徹底するとともに、常に県との連絡を密にし、進捗状況に応じて、その都度必要な打合せを行う等、当該業務を適切に行うこと。

(4) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに県と協議すること。

(5) 受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

(6) 成果物の著作物の全部(著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利含む。)は県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。

(7) 機密保持

ア 受託者は、県から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に県の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

イ 受託者は、県から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者を含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させること。

ウ 受託者は、県から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等(以下「秘密情報資料」という。)

について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本契約が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を県へ行うこと。

(8) 個人情報の保護

- ア 本業務の履行に当たって、県が貸与するデータ等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報は全て県の保有する個人情報とする。
- イ 県の保有する個人情報に係る取扱いは、別記個人情報取扱特記事項によるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書(別記様式)により甲に対して報告しなければならない。

第15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式(第 14 の 4 関係)

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

(受託者・指定管理者)

(和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務)に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第 14 の 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容